

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年11月21日（月）16：30～18：40

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本本部長代理（東京電力株式会社）

* 文中敬称略

○司会

それではただいまから政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催させていただきます。本日細野大臣は公務のため欠席でございます。あらかじめご承知おき願いたいと思います。それでは早速でございますが式次第に従って進めさせていただきますと思います。まずは環境モニタリングからです。東京電力からの説明となります。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本です。それでは環境モニタリングの状況につきまして2件ご報告させていただきます。まず1件目は空気中の放射性物質濃度です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について 第241報』でございます。ページをめくっていただきまして、1枚目の裏面になりますが、第一原子力発電所の西門、それから第二原子力発電所のモニタリングポスト1番のところでのダストの分析結果となります。昨日のサンプリングではいずれの地点もND、検出限界未満という状況でございます。続きまして海水の状況です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所付近における海水中の放射線物質の核種分析の結果について』ということで、第234報となっております。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面に昨日は天候不良のため福島第二の2箇所のみサンプリングとなっております。北側放水口のところでセシウム134が1.0Bq/Lというところで検出されています。その他の地点は天候不良のため測定は出来ておりません。東京電力からは以上です。

○司会

次に文部科学省からの説明となります。

○文部科学省

文部科学省の伊藤でございます。資料 2 種類お配りしてございますけども、プレス発表の資料配付の時間を少し、従来午前 10 時に行っておりましたものを午後に一部振り替えたものがございまして、少し、別冊の資料の項目が増えてございますが、これは従来午前中に発表していたものがこちらの方に移ったということでご理解いただければと思います。まず全国的な調査の状況ですが、放射能水準調査、それから定時降水物、上水等の結果については特段大きな変化はございません。ただし定時降水物について資料のページで申し上げますと 2 ページ 3 ページに神奈川県におきます過去の降水物の測定結果について修正、県の方から訂正の申し出がありまして 2 ページ 3 ページにありますように 3 月 18 日から 3 月 31 日までの間のデータで表にあるような訂正がなされております。これは、原因が計算式の補正に誤りがあったためと聞いています。数字が大きくなってございますが、ちょうどこの時期の南関東、東京、千葉、埼玉辺りの数値と比べて特段大きなものとはなっておりません。それから福島第一原子力発電所の周辺です。こちらの方は空間線量率、積算線量率、ダストサンプリング、それから 20 キロ圏内の空間線量率、福島県による緊急時モニタリング実施結果、それから固定点における積算線量、いずれも大きな数値の変動はございません。ページをめくっていただきまして海域の調査です。宮城、福島、茨城県沖における海域モニタリングの結果についてというのを 17 日に発表しております。こちらは 9 月上旬から中旬にかけて採取したものです。従来よりも精度をあげて 30 地点ほど測定したものを海水について発表しております。検出限界を下げての公表ですけども一番高いところで茨城県沖でセシウム 137 で 0.13Bq/L ということで、濃度限度より 3 桁低い数値となっております。他の大半は 0.1Bq/L 以下の数値となっております。それから発電所周辺の海域モニタリングの結果、それから海水と海底土、こちらについても大きな変動は見られておりません。それから最後ですが発電所周辺の海域モニタリングのトリチウム、全アルファ、及び全ベータについてですが、こちらもいずれも ND となっておりますけども、ただし全アルファとか全ベータの検出下限値がやや高いのですね、この ND だけから影響の評価、影響の有無を判断するのは適切ではないというふうに思います。それから、前々回、宿題を頂いた中で準備の出来たものだけをお答えしたいと思います。1 つは海洋調査に関連して各大学の海洋調査船の保有状況についてです。国立大学法人について聞いたところ、全部で北海道大学、東京海洋大学、三重大学、神戸大学、広島大学、長崎大学、鹿児島大学、それから海洋研究開発機構に移している東京大学、これらを含みまして 15 隻の海洋調査船を保有していると聞いています。このうち北海道大学とか東京海洋

大学につきましては教育に支障がない範囲で被災地の水産試験場などからの要請に基づいて水質の検査、試料採取を実施しているということでございます。海域調査以外にも被災地への支援物資の移送など、そういった形で震災への支援活動を行っているというふうに聞いています。それから南相馬市での学童、児童、生徒の状況について、緊急時避難準備区域を解除した後どの程度子供達が戻ってきているのかということについてご質問がございました。現在のところ南相馬市においては7校、1,485人の児童生徒が元の校舎で授業を再開しております。昨年と比べて比較が出来るところを見ていきますと小学校、中学校で昨年2,777人在籍しておったところ、現在は860人ということですので、10月に再開した小学校と中学校に限って見ると、4割程度の児童生徒が戻っているということでございます。文部科学省からは以上です。

○司会

続いて原子力安全委員会からの説明となります。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私からは本日付、21日付けの原子力安全委員会のペーパーで環境モニタリング結果の評価についてという1枚紙で裏表にコピーしている紙と、1枚目が福島県の地図になっております参考資料を用いて説明いたします。

資料の1の空間放射線量でありますけども、これにつきましては20キロ圏内の結果も出ておりますが、それを含めまして大きな変化はないという状況でございます。2の空気中の放射性物質濃度でありますけども、いつもと同様に20キロ以遠のサンプリングからの結果が出ております。参考資料で言いますと9ページから14ページでございます。幾つかのポイントでセシウムの134、137が検出されておりますけども、値は濃度限度を下回っているということでございます。それからヨウ素131はすべてのポイントで検出限界未満だったということです。それから今回は参考資料の15ページ、16ページご覧いただきますと20キロ圏内の空気中のダスト中の放射性物質の分析結果が出ております。セシウムが検出されているわけでありまして、20キロ以遠の結果と同程度でありまして濃度限度を下回っているという状況であります。それからヨウ素131は出ていない、検出限界未満であるということでもあります。

それから資料の4の環境資料ですけども、海の関係ですが、参考資料の24ページから27ページが福島第一原子力発電所周辺での海水中の放射性物質の分析結果でありまして、発電所に近い1から4のポイントを中心にセシウムの134、137が出ているポイントがありますけども、値は濃度限度以下であるということ

であります。それから 28 ページですが、ただいま文科省からも紹介ありましたが、宮城県、福島県、茨城県沖での海水中のセシウムの分析結果であります。前回は 7 月 25 日から 31 日にかけて試料を採取いたしましてその時点では全てのポイントで検出限界未満でありましたけれども、今回は検出限界を約 4 桁下げた測定を行っておりまして、このような値が出ているということでもあります。値は当然濃度限度を下回っている状況であります。それから参考資料の 29 ページでございますが、このうちのトリチウムについてであります。4 つのポイントで検出限界未満ということでもありますけれども、この検出限界値では施設の影響の有無は判断出来ないというのが私どもの考えであります。それから資料の 30 ページは 11 月 14 日に採取されました、発電所周辺から採取された海底土中のセシウムの結果であります。前回は 10 月 12 日に採取されておりますけれどもほぼ同程度のオーダーでございます。資料の 5 の全国の放射能水準調査ですがこちらについては特段大きな変化はないという状況です。

それから先週の会見で衆議院の経済産業委員会の吉井英勝委員の質疑での班目委員長の SPEEDI に関する答弁についておたずねがございました。前回はその日にちも特定していただいたわけでありまして、議事録も確認いたしました。その背後にある事実関係も確認いたしました。班目委員長はこの 4 月 22 日の経済産業委員会で、「SPEEDI を運用するために必要なデータを 3 月 21 日と 27 日に細かい項目まで示して保安院に聞いているところではありますが、いまだもって、これは 4 月 22 日の時点ではありますが、頂いていない」というふうにお答えしています。これにつきましてはこの時期に保安院の方から原子力安全委員会で SPEEDI を使った予測計算をやってくれないかというような話があったようなのですが、それを行うためには計算の前提となります放出源情報をだして頂かないといけないため、「細かい項目まで示して」というところですけども、原子力安全技術センターの方でこういった予測計算の指示を、原子力安全技術センターがそういう指示をもらうために定めているフォーマットがあるんですけど、それを安全委員事務局から保安院の方に渡してこれを埋めてくださいというふうに 21 日と 27 日にお願いしているということでもあります。結局はそれが埋まったものが出てきていないという状況であるということでございます。

私からは以上でございます。

○司会

続きましてプラントの状況についてです。東京電力から説明いたします。

<プラント状況について>

○東電

東京電力の松本です。それでは福島第一原子力発電所の状況についてご説明させていただきます。A4 表裏の 1 枚ものの資料、こちらからご確認ください。タービン建屋地下のたまり水の処理でございますが、こちらは本日、電源切り替え工事がございまして、順次、水処理設備それから淡水化装置に関しましては一次停止いたしました。記載のとおり午後 2 時 6 分に大熊線 2 号線からの切り替え作業が終わりましたので、今後順次処理を再開する予定でございます。トレンチ立坑・各建屋の地下の溜まり水の移送に関しましては記載のとおりです。現在 2 号機と 3 号機から集中廃棄物処理建屋の方への移送を行っております。またこのページの一番下でございますが、3 号機の復水貯蔵タンクからタービン建屋地下への溜まり水の移送を行っているという状況になります。建屋の水位、トレンチ立坑の水位に関しましては、会見の途中に最新のデータをお届け出来ればというふうに思っております。裏面の方にまいります。放射性物質のモニタリングの状況につきましては先ほど述べたとおりです。使用済燃料プールの冷却、それから圧力容器への注水、原子炉圧力容器の温度、格納容器の圧力の状況につきましては記載のとおりです。なお 6 号機の取水口の清掃作業につきましては、現在実施中でございます。17 時ごろまでの予定でございますので、こちらにつきましても作業実績で皆さまにお知らせできるというふうに思っております。続きまして取水口付近のモニタリングの結果です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について 11 月 20 日の採取分』でございます。ページをめくっていただきまして 1 枚目の裏面から表の形で昨日のサンプリング結果を記載させていただきました。2 枚目の裏面から経時変化をグラフ化しておりますけれども、大きな変動等ございません。高濃度の汚染水が海水中に漏出してないというふうに判断いたしております。なお一番最後のページで第一の 1 から 4 号機取水口内南側の海水放射濃度を記載しておりますが、ここ 2、3 日上昇傾向でございましたけれども、値としては下がったというような状況でございます。続きましてサブドレン水の状況です。A4 横の表の形式になっている資料でございますが、集中廃棄物処理施設周辺でのサブドレン水の核種分析の結果です。昨日 20 日の採取分でございますが、通常の変動範囲内でございます。集中廃棄物処理施設に溜まっております高濃度汚染水が地下水側に漏出してないというふうに考えております。プラントの状況につきましては以上です。それから本日報告書 1 件、保安院さんの方に提出させていただいておりますのでご報告させていただきます。資料のタイトルは『柏崎刈羽原子力発電所 1 号機及び 7 号機、耐震安全性評価報告書の再点検結果に関する経済産業省原子力安全・保安院への報告について』というものになっております。こちらは 8 月 22 日に経済産業省原子力安全・保安院さんの方から、耐震安全評価における地

震応答解析のモデルに入力間違いが他電力さんであったということに鑑みまして、全電力会社に対して再点検の指示があったものでございます。当社といたしましては、柏崎の1号機と7号機に関しまして再点検が終わりましたので、本日報告をさせていただいたものです。報告の内容につきましては、ページをめくっていただきまして1枚目に概要版で示させていただきましたけれども、調査の内容といたしましては、耐震安全性評価報告書のなかで、この表でございます左側の評価項目がございますが、基準時震度 S_s の策定ですとか、建屋基礎地盤の安定性評価等に関しまして入力の間違ひがあるかどうか、1号機と7号機について調べたものでございます。調査の概要といたしましては2. になりますけれども、解析を依頼した委託先で入力データ及び条件設定に関する確認資料毎に漏れあるいはダブルチェックが行われているかという確認をいたしました。また東京電力側も、そういった報告書を受領したあと、入力データ及び条件設定の誤りの有無を確認したというようなプロセスを行っております。調査結果といたしましては、私どもの1号機と7号機の耐震安全性評価におきましては、保安院さんのご指示でございます耐震安全評価に示す入力データ及び条件設定の誤りはなかったというふうに結論づけております。なお今回誤りに関しましては、報告書そのものを総点検した形になっておりまして、転記ミスですとかあるいは誤記といったものが全部で60箇所見つかっております。こちらに関しましては併せてご照会させていただきますが、3枚目の左肩に参考資料という形で記載がございます。こちらの方で記載の誤りを少しご紹介させていただきますが、主に4つの種類がございます。一つめは数値等の記載の誤りでございまして、まずこの表、6. 3. 1の5表、解析モデルの所見という形になりますが、こちらは先行する号機の報告書等記載と揃うように、この左側の質点番号を1、2、3、4、5から、8、9、6、7というふうに改めたさいに、質点重量をそれに従って書き直しそこねたというような状況でございます。それからもう一つは数値の四捨五入の誤りということで、4号機のところプラス1.29でございますが、本来は1.284を四捨五入して1.28というふうに記載すべきところでございます。また一番下がフォントの誤りでございまして、こちらはヤング率のところを見ていただきますと 2.90×10^4 というふうになっておりますが、本来であれば 10×10^4 の4乗ということで、4が上付きになるべきところでございます。それから裏面にまいりますけれども、3. でグラフの軸タイトルの誤りということで、グラフの軸に2.046というふうにございまして、正しくは2.064ということになります。それから4. めが、本来記載不要な誤りということで、村上市にございます岩崎海岸のデータは一番上の行に載っておりますけれども、誤って新潟市の中にも1行追加して書いてしまったというような状況でございます。なおこういった誤りが見つかりましたけれども、先ほど冒頭で申し上げ

たとおり耐震安全評価にかかる入力データ、それから条件設定の誤りということに関しましては見つからなかったという結論には影響を与えませんでした。東京電力からは以上でございます。

<質疑応答>

○司会

それではこれから質疑に入らせていただきたいと思います。これまでと同様でございますけれども、最初の質問の機会を出来るだけ早く一巡させていただくという観点から、ご質問項目は3つまでをお願いしたいというふうに思います。ご協力の方、どうぞよろしくお願い致します。あわせて同様に質問自体につきましてなるべく簡潔によろしくお願い致します。また回答側につきましても、出来るだけ分かり易く簡潔をお願いしたいと思います。また質問の際には所属とお名前を名乗っていただくとともに、誰に対する質問であるかを明確にさせていただくようお願いします。それではご質問ある方は、挙手をお願いいたします。ではそちらの男性の方。

○読売新聞 中島

Q：読売新聞の中島です。保安院の森山さんと東電の松本さんに。今朝明らかになった活断層についてちょっとお伺いしたいんですけれども。湯ノ岳断層をボーリング調査とかトレンチ調査で、後期更新世以降に活動していたことが分かったということなのですけれども、これを受けて他の原発、他の電力の原発の活断層調査をやり直す必要があるのではないかという気がするんですが。例えば今、安全委員会の手引では30キロ圏外の断層は、そんな詳細な調査はしなくてもよいというふうにはなっておりますが、それをもう少し広げるとか、そういった対応が必要になってくるのではないかという気がします。これについて森山さん、それから松本さんにも改めて、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

A：（保安院）保安院でございます。今回の東京電力の取りあえずの調査結果でございますけれども、今週水曜日に専門家による現地調査も行います。それを踏まえての検討になろうかと思っておりますけれども、これまでの活断層調査につきましては、今まさにご質問ございましたように、30キロ圏内についてはかなり詳しく、30キロ圏外でそれほど大きなものでない場合には、必ずしも詳細ではない部分もあったことは事実ではないかと思っております。したがって今今回の結果、それから現地での専門家の調査なども踏まえて、これを今後の活断層調査にどう活かすかは、よく検討しなければいけないというふうに考え

ております。以上でございます。

A：（東電）東京電力でございますが、こちらに関しましては私どももこれまでの調査では活動性がないというふうに評価しておりましたところ、実際にトレンチの調査を行った結果、12 から 13 万年前の活動した痕跡があったということでございますので、今後こういった調査の手法に関しましては課題があるというふうに思っております。なお他への影響でございますが、東京電力といたしましては、柏崎が発電所としてはございますので、そちらのところについて影響があるかということになりますけれども、柏崎では 8 月 30 日に報告させていただいたとおり、これまで活動性がないというふうに評価していたものに関しましては、主に発電所の付近でございますので、これまでの調査結果を今回の調査で覆すようなものはなかったというふうに考えております。

Q：保安院の専門家の調査を踏まえてということは分かりました。安全委員会の加藤さんに、その上で伺いたいのですが、耐震安全設計審査指針の手引きについて見直しについて、いかが考えてらっしゃいますでしょうか。

A：（原安委）まず原子力安全委員会では、今年の 4 月 28 日に今回の地震では非常に大きな地殻変動が起こっておりますので、そういったことでこれまでの各サイトでの耐震安全性評価の前提となっていた活断層の調査結果ですとか、地震動、必要に応じて地震動を見直すようにという指示を出してるところでありまして、そういったものを受けて今回の調査も行われたものというふうに承知しております。したがって湯ノ岳断層の件も含めまして、全体どうだったのか、そこはまず保安院の方でよく咀嚼していただきたいと思えます。あともう一つ、安全委員会では現在耐震安全評価指針の見直しの議論をやっております。これまで津波中心にやってきておりましたけども、今回の地震現象踏まえて、地震の方の評価についての議論も、今、丁度始まったところでございます。そういったところに今回の湯ノ岳断層についての結果などから反映すべきことがあればこれは当然反映していくということで議論が進むわけでありまして、まずは保安院の方でこの件も含めまして全体をどう評価するかというのをまとめいただきたいと思えます。

Q：追加で 1 つだけ、森山さんにバックチェックとの関係をちょっと教えてもらえますか。

A：(保安院) これまで行ったバックチェックでしょうか、今後の件でしょうか。今後につきましては新たな知見が得られればそれは当然反映をしていくということになります。したがって、今回の調査結果から他のサイトに展開すべきものがあればしっかりと展開していくということになるかと思えます。以上でございます。

○司会

それではご質問のある方。ではそちらの男性の方をお願いします。

○朝日新聞 佐々木

Q：朝日新聞の佐々木です。同じく湯ノ岳断層の関係でお尋ねをしたいんですけども、今 30km という話もありましたけれども、そもそも手引きでは少なくとも 30km と言っていて、30km より外にある場合はそれがどれだけ連続するかとか、そういうことも含めて大きさを評価しなきゃいけないということになっていたかと思うんですね。結果論として実際 4 月 11 日に起きた地震は小さかったサイトに対してはということがあるかと思うんですけども、ごめんなさい、保安院の森山さんに、そもそもこの調査自体が妥当だったのかどうか、保安院も実際にこれは活断層でないという扱いで評価していたわけですが、それについて改めて見解をお伺いしたいのが 1 点と、あとこれは東京電力と保安院ですけども、これまで否定する根拠として、地表の踏査をされて断層の固結というのを根拠にして活動性を否定していたわけですけども、それは今後の調査にあたって根拠となり得るのかどうか、それについてもお尋ねしたいと思います。あと東京電力にちょっと細かな点で今回の調査結果についてお尋ねをしたいんですけども、今回ずれが見つかったと言ってるのはこれは M1 面の地層のことなのかということと、この変位の回数ですね、どれだけ累積性があるって何回動いてるのかということとは、複数のトレンチされてるようですが、どれだけ分かっているのかということについてお尋ねできればと思います。以上です。

A：(保安院) まずは保安院からでございますけども、いずれにしましても今回の調査結果について専門家も含めた形でしっかりと見ていく必要があるかと思っております。それで先ほども申し上げましたように、基本的にはその活断層の評価が施設に対する影響というものを見ていくということで、30km 圏内については詳細に、特に 5km とか近いところは詳細にということ、それから 30km 圏外であっても施設に影響があり得るようなものについては、もちろんしっかりと調査をするわけですが、そういう中でこの湯ノ岳断層という

ものが当時は必ずしも大きな断層ではないということもあったということも背景にあってではありませんけども、調査として十分であったかどうか、あるいは今後調査についてどういうふうに注意していくべきかということは、現地調査も含めまして、あるいはそういった結果を踏まえて今後の活断層調査の在り方については、しっかり検討していく必要があると思っております。それから固結しているということの取り扱いのご質問がございました。これにつきましても、様々な調査の1つとして固結しているということはどう見るかということをございまして、固結していることだけをもって活断層でないというふうな把握は、判断はしておりません。基本的には後期更新世以降の地層に変位、変形があるかどうかということを中心にしながら、それが必ずしも明確でない場合にその断層面のより詳細な調査をするという中に、その中の1つとして固結の問題、あるいは周辺の基盤の問題、あるいは広域的な変位の問題などがあるのではないかと思えます。いずれにしましても今回、従来活断層ではないというそういう評価をしていたものについて、変位、変形があったということをございますので、そこはしっかりと調査をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

A：（東電）東京電力でございますが、いわゆる M1 面、今回の地震で断層が出現した段丘面でございますけれども、こちらに関しましては現在重点的に調査を進めている段階でございますが、まだ規模、それから累積回数等についてはまだはっきりとしたことは分かっておりません。年内を目標にボーリング、それからトレンチ面の調査を進めてまとめてまいりたいというふうに思っております。

Q：今の点でちょっと追加なんですけど、今回この写真に写っているのは M1 面のところを掘ったものということですか。ずれが見つかったのは複数の場所ですか。

A：（東電）ちょっと確認させてください。

Q：あとすいません、森山さんにお尋ねしたいんですけど、これ実際に地震前にこういった調査をしていればわかったかと思うんですけども、今回 4 月 11 日の地震について、糸沢断層の方ですね、その方が実際に震源というか、震源断層としてはそちらの方で、こちら側はそれに伴って副次的に動いたというような評価もあるようなんですけども、少なくともその事前の調査に関してはこういった断層とか地層の調査で判断するしかないの、これは今

回の地震がなかったとしてこれをもし地震前に見つけていたとしたらこれは当然耐震指針上取り扱うべき活断層になっていたかどうか、そこを確認させていただきたいと思います。

A：（保安院）今回の調査、まだこれから詳細に調査いたしますけども、少なくとも後期更新世以降に変位があって断層があるということであれば、それは基本的には耐震指針で対象とする考慮すべき活断層として評価をすることになるかと思えます。更によく現場を見てみないとそれが震源断層として扱うようなものかどうかということは議論はあるかもしれませんが、基本的には後期更新世に変位、変形を与えてるものはまずは対象とすると。その上でその影響などを見て詳細を評価していくことになるかと思えます。以上でございます。

○司会

ご質問のある方。いらっしゃいませんか。じゃそちらの方、それと後ろの男性の方2人続けてお願いします。

○テレビ朝日 松井

Q：テレビ朝日の松井と申します。ちょっと部署をどちらに聞けば分からないんですが文科省の伊藤さんあるいは園田さんということなるかと思うんですが、ホールボディカウンタの避難なさってる方々が希望をなさってる方はまだたくさんいらっしゃるはずなんですが、まだ受けられない方がたくさんいらっしゃるって聞いております。そういった方にどういった今後の計画になっているのかをちょっともう1度確認したいというのが1点、それと先々週我々報道陣一部がJヴィレッジに入ることができたんですが、そこにホールボディカウンタが初期段階のもので10台か12台確かあったと思います。聞いた話では1ヶ月に1回だけ作業員が検査を受けるという割合ですので、3,000人いるとしたら1日100人程度しか受けない。このホールボディカウンタは我々も試させてもらいましたが1分で終わりました。ですから、例えばそういうJヴィレッジのこの施設をそういった希望者の方に何らかの形で開放するというのを考えていらっしゃるのか、東電との話し合いなのか分からないんですが、この2点です。ホールボディカウンタを受けたいと言ってるのに受けてない方がどれぐらいの割合でいらっしゃるのかと、Jヴィレッジにあるまとまった施設があるわけなんですけど、作業員が受けるのを優先なのはもちろん分かるんですが、それ以外にも余裕があるように見えたので、それを住民の方々に開放する用意があるのか、この2点をお願いいたします。

A：(文科省) 文部科学省でございます。今ちょっと手元にデータがございませんけれども、県の健康管理調査の一環として文科省の関連で原子力機構あるいは放射線医学総合研究所にございますホールボディカウンタで、住民の方の検査をさせていただいております。飯館村、川俣、それから南相馬は確か市の方にも 1 台あったかと思っておりますけれども、そういったところからの住民の方を優先的に、これは地元の方とご相談してそちらの方のご指示によって受け入れているというふうに理解しております。

Q：それは既存の方十分いってるということなのか、その辺ちょっと南相馬から J ヴィレッジというのは大変な距離になるので現時的には難しいとは思いますがその辺りはどうなんでしょうか。

A：(文科省) 文科省が今申し上げたのは、原子力機構と放射線医学総合研究所の方ですので、J ヴィレッジでの検査ではございません。住民の方のご希望が十分満たしているかどうかについては私自身はちょっと承知してございませんけれども、県の方で調整させていただいて、そういった方を今申し上げた放医研、又は原研機構の方で受け入れて調査をさせていただいているということでもあります。

A：(園田政務官) 私からちょっと補足をさせていただきます。今県の方で今文部科学省からもお話がありましたように、県民の健康管理調査を行っていただいております。その中の事業でこれは源資は国から出させていただいている事業でございますけれども、安心リスクコミュニケーション事業というのがございまして、その中でホールボディカウンタの測定がこれは実施主体は福島県であります。それで順次行っているということは私もその資料によっております。福島県でホールボディカウンタの購入を予定しているのが 5 台ということでございますけれども、それと測定機関ほかも協力をいただいで順次進めていくという計画はあるようでございます。それからあと、J ヴィレッジの方はこれは当然ながらと言いますか、法律上のあれですよ、年に 1 回きちっと作業員の方がそれを測定しなければならないというふうな形で設定を、毎月行わなければならないという形で設置をさせていただいているところでございますので、現在のところ作業員以外のところでの購入というものの観点からいくと今福島県を主体にやっていただくということで、私どもの方からはそのようにご相談をさせていただいているところでございます。

Q：我々も住民の方に話を聞いた場合に受けたいのになかなか受けられないという場所や予算、人数、そういったいろんな話を統計も取れないものでそういう声を聞いている状況なんです、県として国としてそういう今5台購入という話がありましたが、これから購入ということで、現状としてはどれぐらいあるのか、前後に100台ぐらいしかまだないと聞いているんですが。その辺りの住民の要望にはどれぐらい答えてらっしゃるのかという話です。

A：（園田政務官） すいません、ちょっと詳細な数は私も今手元にございませんけれども、新たにおっしゃるとおりで今般の962億円を積ませていただいて、ごめんなさい健康管理調査事業として782億円ですね、そのうちホールボディカウンタ等の整備で17億円をここで、これは2次補正でありますけれども既に執行をさせていただいているところでございます。そういったところで既に3台を持っていてそのほかに5台ということでございますので、恐らく来年の11月に1台追加、それから12月に3台追加、1月に1台追加、計5台が今後その17億円の事業の中から執行されるという形になります。これで十分なものであるかどうかはもう1度福島県ともご相談をしていかなければならないだろうというふうに思っておりますけれども、現段階では今執行されている状況ということで申し上げますとこういう現状になっているということです。

Q：何度も申し訳ないんですが、今の話だと来年の11月と今おっしゃいましたから。

A：（園田政務官） 今年の11月。

Q：今年の11月、今来年とおっしゃったので。

A：（園田政務官） 来年の、ごめんなさい、今年の11月から来年の1月にかけてということです。11月が1台、そして12月が3台、そして1月には1台の納入の予定にも既になっているということでございます。

Q：当初から私の質問はその台数で県民の皆さんのニーズをどれだけカバーできるのかというのと、Jヴィレッジにあれだけまとまった機器があり、24時間ホールボディカウンタが行列をなしてやってるわけでは少なくとも我々の取材ではなかったわけなので、単純計算でも1日100人しかホールボディカウンタは受けない計算になるんですね。どんなに多くても延べ3,000人です

から毎日。ですからそういうところのまとまった機械があるのであれば何らかの形をするという案はないのですかという質問に関しては J ヴィレッジはないということが結論でよろしいんですね。

A : (園田政務官) 現段階では今福島県で実施主体として福島県でのそういった予定はないというふうには聞いております。

○司会

よろしいですか。じゃすいません、次の方。

○NPJ 日隅

Q : NPJ の日隅ですけれども。マニュアルのことなんです。各省庁が作成されているマニュアルを共有されていないという状況が 8 ヶ月以上経った後も続いているということが先日明らかになって、そのマニュアルを共有するべきであると、共有しない限りそのマニュアルに何が問題あるとかかわかんないので、共有するべきであるということを質問してるんですけども、それに対して共有するというお答えはまだいただけないんでしょうかというのがまず 1 点ですね。2 点目は赤宇木地区の方へ高い放射線量が測定されてるということが分かっていたにもかかわらず、それに基づいて避難勧告若しくは少なくともそのデータを住民の人に教えなかった経緯についての詳細な説明をというふうをお願いしてたんですけども、これもまだいただけないと思うので、この点は文科省ですかね、最初の方は園田さんになると思うんですけど。3 点目はこの会見の事務局なんですけど、前にこの会見へのメディア別の申請人数と許可人数を聞いて、現段階でのということをお願いしてたんですけども、それがまだ出てなかったと思うので取りあえずその 3 点をお願いします。

A : (園田政務官) 共有すべきではないかというのはご指摘のとおりだろうというふうに私も先般お答えをさせていただいたと思っております。現在共有されていないのかということで申し上げますと、それぞれの各省庁によってそのマニュアルが動かすことができている状況にはあるというふうに私は考えているというふうにお答えを申し上げたと思うんですけども、その辺についても確認をさせていただいた上でご回答はさせていただくつもりでございます。

Q : これはもう 2 週間ぐらい聞いてると思うんですけど、どうして確認ができてないんですか今の段階で。

A：（園田政務官）申し訳ございません。まだ私のところにその情報が上がってきてないということだけのことでございます。

Q：3者に聞きますけれども、共有してるんですか。3者、文科省、保安院、安全委員会、3者共有してますか。

A：（文科省）各省庁、全ての省庁のマニュアルを持っているかどうか、物理的にこれについては確認しておりません。ただ今回、例えば SPEEDI とかについてその運用についていろいろ問題があったということを IAEA の報告書等にも教訓として書かれておりますので、そういった意識については十分共有しているところであります。

A：（保安院）保安院におきましても他省庁のマニュアルを必ずしも十分保安院において保管している状況にはないというふうに考えておりますけれども、今伊藤審議官からもありましたように、その SPEEDI の問題などについてはよく情報を共有しながら、連絡を取りながら対応すべきであったというふうには考えております。以上でございます。

A：（原安委）原子力安全委員会ですけども、他省庁のマニュアルは特に共有してないというふうに認識しております。

Q：園田さんそういうことなんですね。だから官庁に任せたんじゃ共有しないんですよ。つまり、想定をしたくないんですね。官庁は想定しなければ責任逃れが出来るから共有しないんですよ、放っておけば。だから、園田さんの方から、共有してお互いの情報をチェックしてマニュアルに漏れがあるのかどうか、マニュアルとおりにきちんとやっているかどうかを、そこをチェックするとかそういうことをさせないと、政治的に主導してそういうことさせないと、完全に放つといたんじゃ、もうだって2週間ですよ。いまだに共有してないって言っているじゃないですか。共有するつもりもないんです、放っておけば。まさにそこは政治家として共有してやれと、細野さんも前向きに検討するって言われてたじゃないですか。そういう指示を出してくださいよ。

A：（園田政務官）ちょっと私が指示を出す立場ではございませんので、今ご質問あるいはご指摘を受け止めさせていただきたいと思っております。

Q：今ね、同じような事故が起こった時に十分な対応が出来るというふうにお考えですか。マニュアルすら共有してない、お互いに各省庁が事故が起きた時に何をやるかということが共有できてなくて、どうして事故に対してきちんとした対応が出来るんですか。

A：（園田政務官）先般もお答えをさせていただきましたけれども、私どもは事故の教訓としてそういった SPEEDI も始めですね、しっかりとした対応が出来ていなかったということは私どもとしても反省すべき点であるというふうに認識をいたしておりますので、もうそういったことがないような対応というものはしていく必要があるというふうに思います。

Q：ということは共有できているんですか。マニュアルとおりに出来なかったわけですよ。マニュアルどおりに出来なかったという事実は認めていらっしゃるわけですよ。そうすると、マニュアルをお互いに共有してマニュアルとおりに出来ているかどうかのチェックをするっていうのは、最低限反省に基づいてやるべき第一のことじゃないですか。それをなぜやらないのかってことです。理解できないです。共有することによって何か不利益がありますか。

A：（園田政務官）いえ。したがって、今確認をさせていただいておりますので、それをもってお答えはさせていただこうと思っております。

Q：今、確認して共有してないというふうにおっしゃったじゃないですか、3者の方は。3者の方は共有する方向でどうも検討しているようなご回答ではなかったじゃないですか。だから、それはもう政治的に園田さんの方から指導しないと、問題はこれ放置されるんじゃないですか。

A：（園田政務官）いえ、したがってですね、しっかりと担当のところにおいて、それはマニュアルというものだけを共有するというのではなくてですね、事故対応という広い意味においてしっかりと対応していくことが重要であるというふうに考えておりますので、その点については抜かりなくやっていく必要があるというふうに思います。

Q：省庁には省庁の都合があって、ここに出てきている方はもしかしたらもったときちんとした対応がしたいと思っても、その省庁の都合によって出来ないかもしれない。その組織としての問題があるわけですから、それを打ち

破るのは政治家の指導しかないと思うんですね。それによって、園田さんが言っているんだったら仕方ないねということで動くことだと思うので、その辺をきちんとやっていただきたいと思います。それはご回答は結構ですから、2番目の点をお答えいただけますか。

A：(文科省) 文部科学省です。以前もちょっと説明したかと思いますが。文部科学省が現地のモニタリング、1番最初に行ったのが3月の15日の確か夜の8時過ぎだったと思います。浪江町の3地点において高い線量が計測されたということで、翌16日の深夜と言いましょか、未明に直ちにプレス発表したところであり。その先の避難あるいは住民への周知については、これは文部科学省ではなくて原子力災害対策本部において行われるというふうに理解しておりましたので、私どもから直接住民の方に対する情報の提供、あるいは避難についての指示等はなされなかったというのが事実であります。

Q：だって、本部でそういうこと確認しないんですか。あるいは現地の本部でそういうこと確認しないんですか。こういう高い線量が出ていると、きちんと住民に対して周知されているかということをお本部なり現地の本部で確認しないんですか。何のためにモニタリングしているんですか、そうしたら。

A：(文科省) 文部科学省の役割としてそのデータを取って、それを関係省庁にお知らせするとともに、ホームページ等を通じてそれを国民に広く周知することが少なくとも当時の文部科学省における認識であったということでございます。

Q：そういうことなんです。今みたいなお答えで、結局責任とってないわけじゃないですか。だから、お互いマニュアルを共有するとかして、どこが何をやるかということについての共有がないと、結局どこかでその情報が滞って肝心なところに届かないと、それについての責任はもう別にどこも負わないということが続くわけでしょ。保安院の方は結局どうしたんですか、この情報、文科省から得て、住民の人に伝えなかったのはなぜなんですか。

A：(保安院) その状況については確認が取れていません。以上でございます。

Q：確認していただくことになってたんじゃなかったでしたっけ、違いましたっけ。

A：（保安院）失礼いたしました。現地対策本部でどのように情報提供を行ったかについては、ちょっと私自身確認するというふうには受け止めておりませんでしたので、そこは確認しておりません。

Q：確認してください、よろしいですか。確認していただいて、次の時にお答えいただけるということで。

A：（保安院）はい。今、お話がありました文部科学省からのモニタリング結果について現地対策本部はどのように対応したのかと、そういうことでよろしいでしょうか。分かりました、可能な範囲で確認してまいります。

Q：お願いします。

○司会

事務局の方の話、よろしいでしょうか。メディア別っておっしゃいましたですか。

Q：カテゴリーから1から7。

A：（司会）カテゴリーですね。ご覧のとおり、1から7につきましては、要件がはっきりとしておりますので、そこに該当している人をお断りすることはございません。したがって、申請があればそのカテゴリーに該当している人は認めるということになります。要件8については、ちょっと今手元にデータ持って来てないんですけれども、これまでもお伝えしていると思いますが、お二人これまでお断りをしております。その内一人は一旦お認めしたんですけど、途中でお断りをした人でございます。要件9、これフリーランスの方でございますが、これまで五人の方にはお断りをしております。それ以外にこちらの方から情報提供求めている方がいらっしゃいますけれども、すいません、今手元に数字を持ってきておりませんので、間違えるといけませんのでまた次回にでも回答させていただければと思います。

Q：分かりました。それでは次回はそれぞれ1から7では何人申請があつて、もちろん全員認めているのかもしれませんが、その辺数字をきちんと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○司会

他にご質問ある方。ではそちらの方、他にはいらっしゃいませんか。では、そちらの方、二人続けてお願いします。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、まず1点、園田政務官に。先日からお伺いしているんですが、ヨウ素剤の配布の情報伝達の件、NHKと放送事業者への要請というのはあったのかなかったのか、これ確認いただけましたでしょうか。それからですね、保安院森山さんにですね、随分以前に保安院の方でお伺いをしていたんですけれども。3月26日の安全委員会の記者ブリーフィングの時に、安全委員会の方からですね、保安院から浪江町の赤宇木に関して、保安院からこの地区には人が住んでいないという報告説明を受けているというのが、安全委員会の委員の方から話があったんですが、これ経緯以前お伺いをしていたと思うんですけれども、判明したでしょうか。誰がどういう形で、いつそれを伝えたのか、もし分かっていたらお願いします。それから、東京電力の松本さんに、モニタリングカーなんですけど、ちょっとごく基本的なことお伺いしますけれども、3月の11日以降ですね、敷地内での計測はモニタリングカー使用していたと思うんですが、モニタリングカーは何が出来た仕様になっていたのかというのを教えていただけますでしょうか。線量は測っていたと思うんですけれども、他にいろいろ出来る線量だけ測るモニタリングカーというのもないと思いますので、こういったことが出来る仕様なのかというのをお願いいたします。以上、3点です。

A：（園田政務官） すいません、私から、ヨウ素剤の配布についての事業者の利用状況でございますが、まだ申し訳ございません。確認が取れておりませんので、確認が取れ次第ご報告は申し上げるつもりでございます。

Q：すみません、あの、これ大分前からお伺いしているんですが、なぜ分からないのか、もう一度ご説明いただけるでしょうか。要するに、どこかがまとめて、きちんと責任をもって事務局として動いているのであれば、この程度のご報告は、一日二日で分かると思うんですが、これ、どうして分からないのでしょうか。2週間以上経っていると思うんですけれども。

A：（園田政務官） すいません。あの一私も事務局からまだ報告は受けておりませんので、えーそれも含めて、分かり次第お伝えはさせていただくつもりです。

Q：先日もお伺いしたのですが、改めてお伺いしたいんですが、事務局はどちらでしょうか。

A：（園田政務官）はい、あの、この会見の事務局はあの一安全保安院でございます。

Q：事務局の連絡先というのを教えていただけますでしょうか。直接、会見のではなくて、NHKの話なんですけど、先ほどのヨウ素の話なんですけど。

A：（園田政務官）いや、あの恐らくですね、恐らくというかこの会見で受け止めさせていただいて、事務局は官房なりに依頼をして、そこから総務課の官房からそれぞれの担当のところに照会をかけていくという形を取らせていただいております。したがって、まあ、経済産業省の最終的には官房総務課になるんですか、ちがうあの、原子力安全・保安院でございます。

Q：すみません、今の事務局から官房、そこに通ずる照会というのは、最初のその事務局というのはどこの事務局を指しているのでしょうか。

A：（園田政務官）原子力安全・保安院でございます。

Q：そうすると今は、園田政務官は保安院の事務局に照会をかけているということでしょうか。

A：（園田政務官）私から自動的にそこに照会をかけさせていただいて、そこから担当の所に、しかるべき担当の所に照会をするという対応をさせていただいております。

Q：あの一保安院の事務局というのは、原災本部の事務局を兼ねてるということで、よろしいですか。

A：（園田政務官）はい、そうでございます。

Q：一つ教えていただきたいんですけども、今ですね政府の方のホームページの情報開示請求の電子窓口の方にですね、東日本震災の関係の災害対策本部に関しては、情報公開請求の窓口というのはしっかりホームページ上にあるんですけども、原災本部に関してはこれがないんですが、どういう形に

運用していて、なぜ情報公開請求もできない形態になっているのかというのをご説明いただけますでしょうか。

A：（園田政務官） ちょっとそれも確認をさせていただきますが、通常の情報公開法に基づくですね、開示公開請求については、それぞれの所管の窓口がありますので、経済産業省の窓口じゃないんでしょうかね。そうするとそうですね、経産省分については経済産業省の情報公開法に基づく開示請求窓口というのがございますので、そちらに問い合わせをすれば、一発で分かると思います。

Q：ホームページ上にですね、上がっていない理由というのを教えてくださいませんか。

A：（園田政務官） 経済産業省のホームページはご覧になられて。

Q：経済産業省のホームページではなくて、内閣の方です。原災本部は経済産業省の所管ではなくて、これは官邸の方だと思うんですけど、秘書官邸に設置されるもんですよね。

A：（園田政務官） いや、ただあの、事務局は経済産業省の中における。

Q：いや、東日本大震災の震災復興本部に関しては、官邸の方の情報公開請求窓口の方、官邸の方のホームページに請求窓口がちゃんとあります。それと並ぶ位置づけのはずの原災本部がなぜそこがないのかというのが分からないから聞いているのですが。

A：（園田政務官） ただ事務局は経済産業省の。

Q：事務局はどこでも結構なんですけど。

A：（園田政務官） はい。

Q：もともとの出口というのは、出口、入口はそこになるはずですよね。

A：（園田政務官） ちょっと、確認をさせてください。情報公開法における窓口ってというのは、原災本部についてはですね。

Q : いや、もし、その原災本部の情報公開請求の窓口はホームページ上に、もし URL があるのであれば、教えていただければと思います。

A : (園田政務官) 原災本部というよりも、恐らくないですかね、経済産業省における原子力安全・保安院の。

Q : 保安院と原災本部は違いますよね。

A : (園田政務官) 事務局たる保安院のところで受けることができると思いますので、そうすると経済産業省のホームページからアクセスができるのではないかと思います、一度確認をしておきます。

Q : ご確認いただけますか。

A : (園田政務官) はい。

Q : それから NHK のやつは、これは NHK というか、そのヨウ素剤の服用なんです、いつ頃分かりますか。なんでそんな時間が掛かってるんでしょうかね。

A : (園田政務官) あの事務局にそれも含めて確認はしておきます。

Q : 事務局にはじゃあまだ時間掛かってる理由というのは、園田政務官自身はご確認いただいてないわけですね。

A : (園田政務官) 事務的には話はいつてると思いますが、あの。

Q : 2 週間以上なぜそういう大事な事が、2 週間以上も分からないのかという確認はされてないわけですね。

A : (園田政務官) いえいえ、あの事務局にはその話は行っておりますけれども、その答えが最終的にはまだ来ていない。

Q : 時間が掛かっているのはなぜかという確認はされてないわけですね。

A : (園田政務官) いえあの、させていただいておりますけれども、その答えが

まだ返って来てないということでございます。

Q：時間掛かってるといふ、質問の答が返って来てないのですね。

A：（園田政務官）はい、そうです。

Q：はい、分かりました。

A：（保安院）あの保安院でございますが、3月26日の原子力安全委員会の会見での話がありました。今、私の方で把握しております範囲での答えになりますけれども、あの、原子力対策本部事務局としては、3月18日に福島県対策本部に確認した情報として、浪江町には全町域について30キロ圏外に避難済みであると、原子力安全委員会に連絡しております。また、3月21日に福島県及びオフサイトセンターからの情報として浪江町においては既に避難が終了している旨を原子力安全委員会に連絡しております。その後3月27日にはオフサイトセンターからの情報として、浪江町には128名の住民の方が残留されているのが確認されており、原子力安全委員会を含め、情報共有を図っているところを、今、私が把握している状況でございます。以上でございます。

Q：すいません。そうすると現地の避難関係は、現地の災害対策本部とそれから福島県、あとオフサイトセンターがそれぞれ確認していたんでしょうか。これ実際に動かれていたのがどこかというのは、お分かりになりますか。

A：（保安院）すいません、あの具体的なところは、ちょっと今すぐには分かりませんが、県の対策本部に確認結果として、そういう原子力安全委員会が検討しているということでございます。

Q：結局その後ですね、オフサイトセンター含めて、27日に残留しているのが確認されたということなんですけれど、なぜそういう誤った情報が伝わったかという原因というのは、確認されてますでしょうか。

A：（保安院）そこまでは分かっておりません。福島県の対策本部に確認したところ、避難済みであると聞いたことを、その回答しております。以上でございます。

Q：これ今後、確認されるその辺の状況を確認される予定というのは。

A：（保安院）この経緯を調査する範囲でそういったことも確認しようとしておりますけれども、なかなかその事実関係までは分からない。どこから情報が得られたかってところは、大体分かっておりますけれども、なぜそうだったかというところまでは分かっておりません。

Q：なぜ、園田政務官に改めてお伺いしたいんですが、こういう状況があるというのは、政務官は一部は、部分部分にご存知だったと思うんですけれども、先ほどもマニュアルの話ありましたが、結局は省庁間でマニュアルは共用されてはいない、情報は共用されていない状況の中で、こうやって無用に被ばくされる方が100人単位で出てくるわけですね。なぜそれを今の時点で全くその検証もせず、放置しているのかというのが、ちょっと分からないんですけれど、今の状況というのは、例えば、今、先ほどちょっと話しあったので繰り返しですけれど、今事故が、こういった災害があった場合は、そういう浪江の状況がですね、また起こる可能性があるわけですね。何もやってないということは、これ放置している理由分からないんですけれども、政務官としては、今の赤宇木あごぎの状況を聞いてですね、ちょっと何かコメントのようなものがあれば、ご見解いただければと思うんですけれど。

A：（園田政務官）はい、あの一、当然ですね情報の共有というのは重要なことでありますので、えー各署あるいは、現地対策本部も含めてしっかりと住民の皆さま方へのご説明というものは支援チームを通じて行われているものだというふうに私も理解をしておりますけれども、まだまだ不十分な点はあるかと存じますのでそういった点ではきめ細やかにこれからもやっていく必要があるというふうには考えております。その上で先ほどのマニュアルの関係でもお話しは出ておりましたけれども、当然ながら事故が起きて私どもも幾つかの教訓というものとそれから事故の二度とこういったことを起こさないようにということで、原災本部においても確認をさせていただいておりますけれどもこの24の教訓をしっかりと次において生かしていくべきだろうというふうに思っておりますので、今後そういったことが無いように私どもも気をつけていきたいというふうに思います。それからすいませんさっきの件で東日本大震災における災害対策本部はあれは復興本部が今担当をいたしておりますので、そういった面では官房に恐らくそういったホームページで載せているんでわないかなというふうには思います。したがってもう一度ちょっと確認はしておきますけれども復興本部とそれからこの原災本部の事務局

は、復興本部は官房のところにおかれておりますのでそこにホームページがあるんだろうというふうに思います。それからこの原災本部の方においては経済産業省に中にある原子力安全・保安院が事務局でございますので、恐らく窓口としてはそこが窓口になっていくものではないかなと思いますけれども一度確認をさせていただきます。

Q：分かりました。その一点非常に不思議なんですけれども、原災本部という今回の原子力災害の司令塔ともいえる場所の事務局というのが、なぜそういう曖昧な形になっているのでしょうか。非常に疑問なんですけれども。

A：（園田政務官）別に曖昧ということではなくて、これ法律上決まっておりますので。

Q：事務局どこだか分からないわけですよ。

A：（園田政務官）いやいや、えっとこれは。

Q：窓口も分からないわけですよ。

A：（園田政務官）原災法の第16条の第1項において規定をされ、そして事務局が実用炉については保安院そして研究炉においては文科省という形になっておりますので、恐らく例えば研究炉においてももし事故が起きた場合には窓口は今度文科省に移るという形になろうかと思えます。

Q：そうすると全ての情報は、一度は保安院に全部集まってくるという理解でよろしいですか。

A：（園田政務官）現在の事故においてはという意味で、窓口はこの事務局たる保安院が担うことになります。

Q：分かりました。松本さんお願いできますか。

A：（東電）はいこちらガンマ線の空間線量が測れることは認識しておりますけれども、その他どんな機能があるかについては一旦確認させていただきます。

Q：これすぐ分かりますか。

A：（東電）実際に 1F で使ったやつのご質問だと思いますのでちょっと確認させてください。時間については至急やらせませうけれども会見中に回答できるかどうかというのはちょっとお約束は難しいという状況でございます。

Q：分かりました。お願いします。

○司会

はいそれでは次の方をお願いします。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグの小嶋です。よろしく申し上げます。一点目 20 キロ圏内の取材に関して進展があれば園田さん教えていただきたいです。二点目なんですけど断層の問題で今回見つかったような地表のみの調査で終了したのものに関して今どのくらいの数の場所があって、こういった場所の既に見つかっているもので再評価などを行う予定なのか教えていただきたいです。東電さんをお願いします。もう一点は先ほど配ったマニュアルの問題なんですけども共有の問題なんですけれども、現状において SPEEDI の公開のフローなどが既に決まっているのかということをお教えください。これは園田さんの方がいいですかね。よろしく申し上げます。以上三つです。

A：（園田政務官）はい。まず 20 キロ圏内申し訳ありません。取材の件に関してはまだ私のところに上がってきておりませんので、先ほどの質問にも通じる話しでありますけれどもお答えがまだ出来てませんので来次第お答えはしたいと思います。その上でありますけれども口頭ベースの話しでいくと、やはりこの 20 キロ圏内の取材に関しましては現在立ち入りが禁止されているといく状況もありますので恐らくなかなか正面からの取材の公開という部分は 20 キロ圏内においても難しいのではないかなというところは、少し感触としては聞いているところでございますが正式な答えというものを持ってきたいと思っておりますのでお持ち次第お答えをします。それから三番目の SPEEDI の公開の状況ですけれども、後ほど文科省さんからお答えをさせていただきたいと思っておりますのでご了承いただければと思います。

A：（文科省）文部科学省です。SPEEDI の計算結果については防災関係者で共有されるということが前提でありましたので、あらかじめ今回は公開はいたしませんでしたが、その後の 4 月末、5 月の 3 日ちょっと確認しますが文

科省あるいは保安院、原子力安全委員会も含めてその計算結果については各省庁のホームページに全て掲載しているところでもあります。

Q：すいませんそういう意味ではなくて、今後また例えば明日事故が起こった場合にどういう形で SPEEDI が公開されるかというそういうフローが既に決定しているのかということなんですけど。

A：（文科省）フローというのがちょっとどういうものをイメージしているかわかりませんが、今後につきましては IAEA の報告書にもありますようにこういう仮定の計算においても防護措置に生かしていくということと、それから速やかにそういった計算結果については公表していくようにということが、公表していくべきであるということが教訓にもいわれてるところでありますのでそういった政府の考え方に沿って文科省あるいは規制官庁において公表していくことになると思います。したがって今何か書き物としてその公開の手続きを決めたものはあるわけではありません。

Q：では今事故が起こった場合にどこが調べてどこが計算してどこがどういう形で公表するというのはまだ決まっていないということですか。

A：（文科省）どこが計算するかについては現在も各省庁のマニュアルにおいて定められているところでもありますし、それは今事故が起きても変わらないと思います。ただ今回のようにまた原子力発電所で起きればそういった大半の放出のデータ、あるいはそれ以外の仮定のおいた計算においてはそれぞれで計算を行ったところにおいて公表されていくものというふうに理解をしております。

Q：まだ理解しているというだけでそれが確定しているわけではなくてということですか。どういう形なんですとか結局。

A：（文科省）繰り返しになりますけれども、すいません IAEA の報告書において今後においてはそういったものは公開するというふうに政府として明言しているところでもあります。

Q：結局どこが公開する形になるんですか。

A：（文科省）その計算を行ったところになると思います。

Q：計算を行ってどういう形で、すいません、どういう形で例えばホームページ上で公開するのか今みたいにリアルタイムで公開していくのかそういうどういった形になるのかという。

A：（文科省）具体的方法までは決まっているわけではありませんけれども、今の公開の仕方について見れば単位放出についてはリアルタイムですし、それから仮定をおいたものについてはその計算後速やかにということになるんだらうと思います。

Q：今のようなことに関してこういったどういった形になるかというものが確定したものが文章になって今後示されるということはあるのでしょうか。

A：（文科省）その部分だけに限ったものを今作るという予定は承知しておりませんが、そういった方針はIAEAの報告書にも書かれておりますし、それからそれ以外の点についてもいろいろと今後の事故の教訓を踏まえたマニュアルとかいろいろな防災計画の見直しが行われるというふうに理解しておりますのでそういった中で適切に改訂等がなされるんだというふうに考えております。

Q：はい。分かりました。

Q：司会
他にご質問ある方、失礼しました。

A：（東電）東京電力でございますが、耐震設計上考慮する活断層に該当しないというふうに考えている断層が実は活断層であるという可能性が否定できないものに関しましては今回湯ノ岳以外に四つございます。福島第一、第二周辺で言いますと畑川断層、八茎断層、二ツ箭断層、それから具体的な名前ございませませんが、海の中にございます敷地南東海域の断層が対象になっておりまして、こちらは再評価が終わっております。再評価の結果改めてこれが活動性があるというふうに評価いたしましても現在福島第一、第二で設定している基準地震度を上回らないという評価結果が出ています。こちらに関しましては、8月30日に公表させていただいております。

Q：はい。これに関してなんですけども、この評価は東京電力さんが調査して

評価も行うっていう流れになっているのでしょうか。

A：（東電）はい、そうです。

Q：これに関して保安院さんに、森山さん聞きたいんですけども。こういった形の評価で、東電自身が行ったもので保安院としては、安全が保たれるという認識でしょうか。

A：（保安院）保安院としましては先ほども申し上げましたように、その中の1つについては今週現地調査、専門家もいる現地調査をしてみたいです。したがって東京電力の調査結果につきましては保安院として、しっかりと確認をしていくということになります。

Q：はい。その評価の方法なんですけれども、東京電力がここに問題があったという所に関して保安院が行って、再調査を行うという形なんですか。それとも全て、東電が調査を行った以外に関しても、全て保安院がやったりするのでしょうか。

A：（保安院）まず調査の指示はその活断層の可能性のあるもののリストアップは、保安院から指示をしております。その上で、必要なものについては現地調査をするということ、それから当然専門家の意見聴取会とっておりますけれども、まだ議論しておりますので専門家から他にもあるのではなかとこの指摘があれば、それは行うこともあり得ます。また保安院がどこまで調査をするかは、その東京電力の調査結果を踏まえながらやると、例えば海の中であればそう簡単にはできませんので、そういう場合には仮に活断層とした場合にどうかという、そういった評価をすることもあり得ます。以上でございます。

Q：この調査結果の信頼性というのは、どのように担保されてるっていうふうな考えていいのでしょうかね。

A：（保安院）はい、調査結果の信頼性でございますけれども、それは調査のデータを見た上で判断をしていくということになります。

Q：はい。分かりました。

○司会

大変失礼をしました、他にご質問のある方。ではお一人とそちらの方、お二人続けてお願いします、はい。

○ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクターの宮嶋です。政務官に、これお願いでもあるんですけど。前回の会見で、細野大臣になかなかこの席にお見えいただくことが少ないものですから、環境省のですね幹部の方には是非ですね、折に触れて説明をしていただきましたと、今11月の11日の除染に関する閣議決定ですとか、いろんな問題があって、そういうふうに申し上げましたら細野さんから、それ分りましたというふうに言っていたんですけど。そのことは園田さんに伝わっておられますかね、ご承知ですかね。そういう記者会見、前回そういうお話があったんですけど、皆さん御存知だと思うんですけど。

A：（園田政務官）記者会見の場で、大臣がそういうご発言をされたというのは承知しております。

Q：そうですか。それでは改めて原災本部の、正に政務官ではお願いしますが、是非ですね環境省の官房長ですとかそういう方に、この席に1回出てきて、どなたでもいいんですけどね、ご説明いただけないかと。それは内容的にも別に、ここ重要な環境省が行なっている閣議決定を含めたのがある事と、それから別に大変忙しいそうですから、その3時間ずっといる必要も無いですから、本当は最初の1時間だけでもいいですからですね、是非、政務官のお力でですね一度是非、環境省のお役人をですね呼んでいただけないかと、これはお願いでございます。それからこの間大臣の記者会見で、やっぱり環境省は人出が足りないんだと、この会見出てこれない理由についても、とつても人繰りが大変なんだということをおっしゃってました。私も自分の取材で実態がそうなんだというふうにそんな印象を持ってるんですけど、原災本部は政府としてですね、総理は除染を含めた、これは今年から来年にかけての最大の課題であるとおっしゃっている。その責任官庁が環境省に決まった訳ですから、この人繰りについてですね、予算については随分もう付けてると思うんですけど。その不足という事についてですね、今後どういう対応を取っていこうと。園田さん、この年末には機構定員の査定ですとか、そういう事もある訳ですけどね。どういう考えを持っているのか伺いたいと、私はこの問題については以前にですね、森山さんに経産省はどのような形で環境省を支援してるのかっていうのを伺った事がございます。その時ももちろん、縦

割り行政という事があってなかなかできないんだってのを伺いましたけれど、実質的には運用上で併任という事もあれば、振替定員という事もあると。そこで改めて伺いますが、ようやく昨日何か西山さんが、福島に次長という形で行かれるということ、それは結構なんですけれど。それでは彼一人ではなくて何人くらいでですね、経産省は環境省を今応援してんのか、これは調べておくとおっしゃっていたんで、そろそろその回答を頂きたいと思います。

A：（園田政務官）はい。正しくですね、環境省はなかなか他の省と違ってですね、人繰りというものが厳しい状況であるというのは私も側面的ではありませんけれども、承知をしているところでございます。そう言った意味では来年からですね、正しく1月1日から除染の環境省が所管となる除染というものが、スタートしていく訳でございますけれども。今その準備をやらせていただいているところでございまして、何を隠そうといいますが、私どもの内閣府の人間もですね一部、もう既に併任を環境省と併任をさせさせていただいて、今そちらの方に私の本当に部下がですね、そちらの方に入りつつあるという状況もでございます。そういった面では環境省を少しでも、これから支援をしていこうという状況は、できつつあるのかなあというふうに思っています。今週には、環境省の高山政務官とですね、私とでバイで様々な形で今日迄連携を取らせていただきながら情報共有と、こちらも支援チームを持っておりますから、支援チームとそれから環境省の現地の汚染対策室、ここの連携をもっと強めるべきだという事で、その部分については共有させていただいて、必ず情報共有を密にやらせていただきながら、今後も進めて行こうというふうにはお互いに確認をしあっているところでございます。その上でございませぬけれども、今正しく人繰りもですね、調整をさせていただいているところでございまして、様々な省庁にお願いをさせていただいて、これは環境大臣たる細野大臣からお願いをさせていただいているところでございませぬけれども、これは官房長官も含めてですね、今各省に正しくお願いをしているところでございます。まだ確定はしておりませぬけれども、年末から年始にかけて少しずつではありますけれども、確定をしていくんだらうというふうに思っております。現時点では、ちょっとこのぐらいしか今内閣府としては、お答えができないのかなというふうには思います。

A：（保安院）保安院でございませぬけれども、今の西山が環境省にですね併任という形で、除染対応をするという話ございましたが、これまで経産省と致しましてはこの除染に関しては、原子力被災者生活支援チーム、ここにいる者がですね、対応してきておりますが、ただこのチームのメンバーはですね、

予算要求や各省調整、予算執行などの形で、様々な形で除染業務に携わっておりまして、何人かというのはなかなか難しい。厳密にですね、何人かというのは把握するのは難しい状況でございますけども、この原子力被災者生活支援チームに発令された人間はおよそ 120 名位が、これまで発令をされております。その中で、誰がどれ位というその先の定量的な把握までは非常に難しいという状況でございます。

Q：園田さん、その私その前段で申しましたね、環境省が非常に大変だ忙しいという事をですね国民に知らせて、その縦割り行政の壁を破ってですね、そこに協力していくという訳ですから。せめて記者会見にはですね、やっぱり来ていただいてですね、大臣がこの席でそうおっしゃってた訳ですよ。非常に忙しくて、記者会見にも出てこれない程にも忙しいのかどうかというのは別にしましてもね。大臣が検討するとおっしゃっててる訳ですから、そのようなお願いをですね改めて、向こうの役所にですね、言っていただけませんか。要するにその環境省が人出が本当に足りないんだという事でさえですね、まだそんなに国民に周知になってないんですよ、恐らく。その事自体が問題なわけで、要するに今何で西山さんがこの法律が通ったからこうなるんでしょうけどね、私は数ヶ月遅れてると思うんですよ。こうなる事は分ってた訳だし、仕事が山のようになるし、予算も付く訳ですけどね。だけど人繰りについてはもっと分ってた訳ですから、是非ですね環境省の役人の方に一度来ていただいてですね、その現状についてお話いただけたらと思うんですけど。是非これは、政務官のリーダーシップでですね、お願いしてみたいと思います。

A：（園田政務官） ちょっとどういう形でお願いするか、ちょっとそれはお任せをいただければと思うんですけども、一度まずは原発事故の担当大臣である細野大臣、これは私の副大臣も含めてになりますけれども、上司になりますのでその大臣たる細野大臣とちょっとご相談をさせていただきたいと思えます。

○司会

よろしいですか。それでは。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJ と吉本興業のおしどりと申します。よろしくお願ひいたします。まず文科省の伊藤審議官によろしくお願ひいたします。アメリカエネルギー省の DOE

の下部組織、NNSA の生データによりますと、3月17日以降ストロンチウムが見つかった地点がなかなか読み取りづらいですが59地点は読み取れるのですが、そのNNSAのデータからの検討、評価というのはいつぐらいに公表されるのでしょうか。あと園田政務官にお願いいたします。前々回の質問の回収ですが、前々回に出ました資料によりますと、群馬、栃木、茨城、千葉などは福島原発由来のプルームで福島県以上に汚染されている地域もありましたが、その辺りの過去の内部被ばく、吸入被ばく、そして外部線量被ばくなどはどこの部署が管理をして、どこが評価するのでしょうか。それで前半の方の会見の質疑に出ておりましたが、ホールボディカウンタの予算が経産省から12億ではなく17億ですよ。が出て5台購入する件ですが、これは据え付け型ではなく簡易型の検診車を5台購入となっております。ですので、現在の食べ物による経口被ばくの慢性被ばくを考慮することはできますが、過去の一発被ばくは全く考慮できませんなども、ヨウ素もセシウムも実効半減期を過ぎておりますので。ですので、過去の内部被ばくはどこが考慮してどうするおつもりなんですか。切り捨てるおつもりなんですか。ちなみにすいません、吉澤さん長くなりますがご説明しますが、放医研では外部被ばくしか評価しないソフトを作ったと確認しました。福島県庁では過去の内部被ばくは我々として手も足も出ないという回答を得ました。そして検討委員会では問診票で過去の被ばくを考慮するが外部被ばくのみしか出さないという回答を得ています。被災者生活支援チームの医療班では、我々は過去の内部被ばくは検討していないがどこかがやらねばならない、勉強すればするほど難しいという回答を得ております。どこの部署が過去の内部被ばくを考慮するのかお答えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

A：(文科省) 文部科学省です。アメリカのNNSAの方で10月21日に公開したデータについては、原子力研究開発機構を始め、放医研にも投げてどういったデータが含まれているのか現在精査中ですので、それを見てからでないとそもそも活用できるものなのかどうかも含めてお答えするのは難しいのかなと、もうしばらく時間がかかるかなというふうに認識しております。

Q：分かりました、ありがとうございます。すいません、ちょっと聞き逃しました。放医研の方に投げてということですか。

A：(文科省) 失礼しました、原子力研究開発機構です。

Q：原研の方に。分かりました。では、放医研の方で外部線量を被ばくするソ

フトがもう立ち上がり、結果を介していますが、それはそれとして進行して良いというお考えでしょうか。

A：(文科省) 県民健康管理調査の方で外部被ばくの線量評価をするのに今放医研で開発したプログラムと言いましょうか、そういう推定支援システムを使うということですので、それをどういうふうにするかにつきましては、そういう意味では放医研の方は研究機関としてプログラムの開発者でありますので、それをどういうふうに使っていくかはまさに支援チームなり検討委員会の方でのご判断によるんだというふうに理解してます。

Q：分かりました。ありがとうございます。前回もご説明しましたが、外部被ばくの線量データは放医研はソフトを開発するのみで、線量評価委員会というところが検討しております。そちらが3月16日以降は文科省の2kmメッシュのデータを使うという回答ですので、もし文科省のその2kmメッシュの3月16日以降のデータが今回出ました。神奈川県の時降下物の線量データのように、上方修正されることが、この可能性があるならばNNSAのデータによって、何らかのアナウンスをされた方がいいのではないかと思います。その可能性はないという文科省のご認識でしょうか。

A：(文科省) 16日と言いますか、3月15日が一番最初のデータですので、それ以降については放医研の方のプログラムについてはモニタリングデータを実測値を利用しております。それ以外のデータについて十分信頼性に足りるものがあればそれを採用するかどうか、これもそういう線量評価を行う責任を有しております検討委員会、支援チームの方のご指示によってそれ以外のデータを使うかどうか検討することになると思います。しかしながらまず今アメリカでDOEの方で公表されたデータがどんなものであるのかについて事実確認を行っているというのが今の現状であります。したがって、将来を否定するものではありませんけれども、直ちに使えるものではないというふうには考えておりません。

Q：分かりました。では11月10月から線量結果は福島県の住民の方々に返される予定だということですが、そのNNSAの線量の原研の方での結果というのはいつぐらいのスケジュールで上がってくるのでしょうか。

A：(文科省) 一番最初にお答えしたように、まだどんなデータが入っているのか、どういう条件で採られたのかについて確認する必要があるというふう

思っております。それから県民健康調査に使うかどうか、これは原子力機構なり文科省の判断ではなくて、健康管理調査委員会なり支援チームの方のご判断だというふうに思います。

Q：分かりました。ちょっと堂々巡りですので。原研の方での結果待ちということで、分かりました、ありがとうございます。

A：（園田政務官）福島県以外の健康調査の件でございますけれども、例えばやはり被災者生活支援チーム、これは原発の方でございますけれども、そこが各県も含めていろいろご相談をさせていただいているようでございます。したがってまだ詳細なものは出てきておりませんが、自治体の皆さん方ともご相談をさせていただきながら今後対応していく予定になっております。その間でございますけれども、詳細なモニタリングも含めて今やられていただいているところでございますので、まずは状況をしっかりと把握をさせていただいた上で、今後私どもとしても何ができるか、あるいは県を通じて何をやっていただくかは今後の言わば検討事項として、問題意識としては持たせていただいているということでございます。

Q：すいません、質問のご趣旨が伝わっていなかったようでもう一度質問します。過去の内部被ばくを考慮する機関はどこかという質問をさせていただいたのですが、具体的に部署名をお教えいただければと思います。

A：（園田政務官）すいません、それについてはまだ実際に決まっているわけではございませんので、今後の課題という形で認識はさせていただいております。

Q：過去の内部被ばくの考慮は時間が経てば経つほどデータなり記憶なりが薄れますので、なかなか評価しにくくなり、一刻も早く内部被ばくなど過去の調査はするべきなどですが、現在冷温停止状態に入っているならば少し余裕があるかと思われませんが、いつのタイミングで始められるのでしょうか。

A：（園田政務官）そういう面ではこれからの課題であろうかというふうに思っておりますので、現在それがどういう体制で行うかということはまだ検討の遡上に上がってないということでございます。

Q：検討に上がっていないということですか。すいません、もう一度。

A : (園田政務官) はい、そうです。

Q : 分かりました。過去の内部被ばくをどう考慮するかは、政府でもどこでも検討に上がっていないということによろしいでしょうか。

A : (園田政務官) 検討に上がっていない、どこでもということになるとちょっと語弊がありますがけれども、当然課題としては認識はいたしておりますけれども、それが実際にどういう形で行うことができるのかといった場合においては、それはまだ決まっていないということでございます。

Q : 分かりました。すいません、文科省の伊藤審議官にもう一度お願いいたします。NNSA の生データがホームページ上に上がりましたのは 10 月 21 日ですが、1 ヶ月経ちましたがまだ考慮は、評価は進んでいないということでしょうか。原研もご存知なかったということでしょうか。

A : (文科省) 2 点お答えしたいと思うんですけれども、この NNSA が発表したデータと内部被ばくの線量評価がリンクするかどうかについてはまだ何とも申し上げられないということをお先ほど申し上げているところであります。それから、10 月 21 日のホームページに載っているという件は、まさに先週の確か月曜日だったと思うんですけれども、おしどりさんからの指摘を受けて私どもで確認して原研機構についてもその時点で初めて知ったということであります。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

○司会

ご質問ある方。今、手を挙げていらっしゃる方。お一人お二人、よろしいですか。それではそのおふたりで終わりにさせていただきたいと思えます。まずそちらの方。それでそちらの方、お願いします。

○NPJ 日隅

Q : NPJ の日隅ですけれども。マニュアルのことなんですけれども、マニュアルのタイトルについてですね、各省庁が作成保有しているタイトルについてはまとめてですね、園田さんの方からご回答いただけるということなんです、これは 2 週間位前からお願いしていることだと思えますが、現段階で分かっ

ているものだけでも取りあえず公表していただけますでしょうか。それから、情報公開で請求したんですけれども、安全委員会の方からは既にホームページ上に掲載しているものは除くという形での請求に切り替えてくれと言われましたので、それはそれで了解したんですが、既にホームページ上で掲載されているマニュアルというものが一体何なのか。URL とかは何なのかということがちょっと私には分かりませんので、次回で結構ですのでそういう形でご提供いただけないでしょうか、安全委員会の方からですね。それから、先ほどマニュアルについて改訂することになるだろうという趣旨のご回答が文科省からあったんですが、IAEA にああゆう形で今後はきちんとした対応をすると言っておきながら、いまだに改訂作業に入っていないというのはどういうことなのかよく分からないんですけど。マニュアルの改訂作業というのは具体的にどうされるつもりなのか、園田さんの方からご回答をいただきたいと思います。それから先ほど安全委員会の方から班目委員長の発言に対する回答をいただいたんですけれども、これは保安院がそのフォーマットを渡して求めたにも関わらず、それをそのまま放置して安全委員会に提出していない理由ってというのはどういう理由なのか、それを保安院の方に確認したいと思いますのでお答えください。取りあえずですかね、はい取りあえずそれで結構です。

A：（園田政務官）まずマニュアルでございましてけれども、先般、安全保安院とそれから文科省、そして安全委員会からご報告がありましたけれども、それ以外で私のところに今来ているものはございません。繰り返しになりますけれども、原子力災害危機管理関係省庁会議、この決定で原子力災害対策マニュアル、これ平成 22 年の 9 月の 14 日、一部改訂とありますけれども、これは私の所に、これはもうこの記者会見でもお話をさせていただいておりますけれども、それはございます。そして、マニュアルの改訂についてはですね、今、政府全体でこれ議論をするということになっているというふうに承知をいたしておりますので、まだそのいつの段階でどういう形でやるということの方向性はですね、私の立場で承知をいたしているところではございません。

A：（保安院）保安院でございましてけれども、班目委員長からの要請に対してなぜまだ回答していないかにつきましては、これは確認させていただきます。以上でございます。

A：（原安委）すみません、原子力安全委員会ですけれども、ちょっと対応にあ

たった者の話をよく聞きまして、次回お答えさせていただきます。

Q：はい、じゃあお願いします。それでマニュアル、ごめんなさい、先ほど園田さんが言及されたそのマニュアルのタイトルを、ちょっともう一回言っただけませんか。すみません、ちょっと正確にもう一回言っただけません。

A：（園田政務官）はい、原子力災害対策マニュアルでございます。

Q：原子力、それは我々は見れるんですか。

A：（園田政務官）はい、平成 22 年の 9 月 14 日に一部改訂がされております。それは原子力災害危機管理関係省庁会議において一部改訂がなされたということでございます。

Q：関係省庁会議が作成したものでですか。

A：（園田政務官）省庁会議において確認がされたということでございます。改訂がですね、確認がされたということでございます。

Q：元々の作成者は。

A：（園田政務官）はい、すみません、関係省庁会議がその会議の主体でございます。

Q：そうすると、これは我々はホームページかなんかで見れるんですか。

A：（園田政務官）いや、これは見れないものでございます。

Q：それは、この会見で配布される予定はないですか。

A：（園田政務官）はい、ございません。

Q：その理由はなぜですか。

A：（園田政務官）前回もお答えさせていただいておりますけれども、名前とい

うことで皆さま方にお伝えをさせていただいたところでございますので、内容については公開する予定にはなっておりません。

Q：ですから、理由を聞いているんです。

A：(園田政務官) ちょっと理由までは私も今、承知をしておりませんが、そういった公開はしていないということでございます。

Q：周辺住民にとってもそのマニュアルがどの程度のものかということによって安心感というか安全というか、その辺が全く変わってくると思うんですが。それを公開、本来それを公開してきちんと市民からですね、周辺住民とかからですね、あるいは他の専門家からこの辺は問題じゃないかと、この辺はもう少し良くしたらいいんじゃないかとかっていう意見を聞いてより良いものにしていくということが本来あるべき姿で、それを今まで自民党政権下では怠ってきたわけですから、民主党政権になったわけですから、きちんとそこら辺は過去と我々は違うんだということをですね、政治的な主導を発揮してですね、これまでのしがらみを切っていくということが重要なんじゃないんですかね。それを官庁から上がってきたことをそのまま我々に伝えていただいても、ちょっと園田さんがここに来ていらっしゃる意味というのが何かよく分からなくなってしまうんですが。公開できるかどうかというのは再度検討していただくわけにはいかないんですか。

A：(園田政務官) 検討するかしないかは別といたしまして、そういったものではないということはお伝えはさせていただきます。

Q：では、理由を次回教えてください。そういったものではないというんじゃ全く意味が分からないですからね。

A：(園田政務官) いわゆる国民の目というよりも、これは行政内部のマニュアルでございますので、言わば行政文書という意味においてそういった内部文書における公開というものはしていないというふうに承知をいたしております。

Q：今回の事件でね、20日過ぎまでね、大量の被ばく、大量の放射性物質が少なくとも放出されたことは明らかになってきているわけですね、20日を過ぎてもですよ。そうするとその間 SPEEDI が出ててですね、こういう形でこの

辺にはたくさん溜まりますよと、もちろん量は分からなくてもいいですよ、この辺は気をつけてくださいとかってというのがあればその地域の人はいくとも家の中にいるとかっていうことができたわけです。それで行政上の問題でそういう不手際が起きたのは事実なんです。もう、その事実に基づいて反省するという以上は言葉で反省するとか言っても全く意味がないんで、きちんと対応していただきたいんですけれども。一度次回までに検討いただけないですかね。

A：(園田政務官) 公開はいたしませんけれども、そういった行政内部ですね、手続き上の何らかの瑕疵があったかどうかというのは、やはり事故検証と共にしっかりと検討はしなければならないというふうに考えております。そういった意味では今、正しく内部ですね、どこがまずかったのかということころを事故の検証委員会に基づく勧告なのか意見なのかちょっと分かりませんが、そういったことをいただいた上で、私どもの行政内部において、まずはしっかりと、どの部分が直さなければいけないのかということが議論がなされていくというふうに思います。当然、そういったことにおいて、私どもが、こういうふうにいたしましたということは、その時において、また発表できるものではないかというふうには思っております。

Q：検証委員会が終わってくるまで地震が来ないと、新たな災害が来ないということはどうして分かるんですか。

A：(園田政務官) 決してそういうことを申し上げるわけではございません。もし改定をするということであるならば、今後、そういった手順に基づいて行われるものであるということをお知らせさせていただきます。

Q：じゃあ少なくとも、IAEAの方には公表すると約束したんですから、公表するマニュアルのフローですね、先ほど再三聞かれましたけど、これはもうきちんと、直ちに作るべきではないじゃないですか、そうしないとまた「マニュアルがないからしませんでした」って、同じことが起こるわけですから。それだけはきちんとやっていただくという、早期にですよ、調査委員会の回答を待たずにやると、やる方向で検討すると、そういうお答えをいただけないですか。

A：(園田政務官) いずれにしても、今、私どもとしては事故検証の部分を待ちしている状況でございますので、それも踏まえて今後、行うことはしっかりと

と行っていくと、検討は行っていくというふうにはお答えはできないと思います。

Q：調査委員会の回答を待たずに、検討する方向では、このことはできないんですかと聞いてるんです。

A：（園田政務官）最終的な確定という部分においては、この事故の状況が事故検証委員会からの何らかの意見というものが出てくると思います。それを無視するというわけには当然ながらまいりませんので、その第三者からのご意見を踏まえて、しっかりと次の対策というものをうっていきたいというふうに思っております。

Q：ですからさっき言っているように、地震とか津波が待ってくれるわけじゃないですか。それは待ってくれればいいけれども、待ってくれなかった場合に、同じことが起きるんじゃないですかと、そういう質問ですよ。その間、じゃあどうするんですかと、その間きちんと対応できるんですかと、検証委員会からの報告が来るまでの間どうやって対応するんですかと、それはマニュアルが必要じゃないですかと、そういうふうに言ってるんですが、ご理解いただけませんか。

A：（園田政務官）当然、私どもはIAEAも含めて、24の教訓というものは世界、日本国のみならず世界に対してもそういったことはしっかりと発信をさせていただいておりますので、その教訓に基づいて今後、3月11日のような状況は作らないというところで対応をしていくつもりでございます。

Q：ですから具体的な対応をして下さいと言ってるんです。抽象的なそんなお答え、百回聞いても1万回聞いても、10万回聞いてもなんの意味もないです。具体的に我々はこうやってますというふうに言っただけなければ、なんの意味もないですよ。

A：（園田政務官）今の、ご質問ですか。

Q：ですから、それを踏まえてご回答下さい。

A：（園田政務官）はい。当然ながら私どもは、同じ失敗を繰り返さないために、関係部局においても今一度、今までの状況を踏まえて、対応はしっかりとし

ていくつもりでございます。

Q：それは回答を待たずにするという事でいいんですか、調査委員会の。

A：（園田政務官）マニュアルの改訂については、内部的にもいろいろ検討はしているんだらうというふうに思いますけれども、最終的な確定という部分で申し上げるならば、事故検証委員会の公表といたしますかそういったことも踏まえて、今後、私どもとしてはしっかりと対応していく必要があるんじゃないかなというふうには考えております。

Q：いるだろうと思うということの根拠はなんですか。検討しているだろうということの根拠はなんですか。

A：（園田政務官）当然ながら、これだけの大きな教訓を私どもは得ているいるわけでございますので、事務的にも検討はしているのは当然ではないかという意味で申し上げたところでございます。

Q：マニュアルを共有してないんですよ。お互いが自分たちが作ったマニュアルを共有すらしてなくて、どうやって検討できるんですか。ここから先はここに任せたら後は大丈夫だという、その全体のフローが分からない状況の中で、一体何が検討できるんですか。各省庁が分担してやるわけでしょ、それぞれの作業を、そしたら各省庁が一体どういうマニュアルを持って、どういう行動を取ってるのかということが分からなければ、同じことが繰り返されないなんてことは、全くいえないじゃないですか、どうしてそれが分からないんですか。

A：（園田政務官）当然ながら関係の部局においては、そういった連絡などは行われているというものとして理解をしておりますので。

Q：だからさっきも「共有してない」って三者がはっきり言ったじゃないですか。なんでそれを踏まえて、そういうことを言えるんですか。「共有してない」って言ったんですよマニュアルを。それなのにマニュアルの共有すらできなくて、どうやってそういう検討ができるんですか、おかしいじゃないですか。物があって初めて検討できるわけでしょ。

A：（園田政務官）当然ながら関係の部局の間では、それぞれにおいて手法なり、

そういったものの情報交換というものはしているというふうに理解をいたしておりますので、それを踏まえて事故対応も含めてしっかりと対応はするものだというふうに考えております。

Q：その理解というのが分からないんですけど。さっき共有してないというふうにおっしゃったじゃないですか。三者がそれぞれお答えになったじゃないですか。どうしてそういう理解ができるんですか。共有もしてない、マニュアル自体を共有してないのに、どうしてマニュアルに基づいて、この辺がおかしい、どうのこうのということ共有できるんですか。

A：（園田政務官）当然ながら情報の交換というものは、それぞれにおいて行われておりますので、それをもってまずは共有をし、そしてそこから更に今後進めていくものは、当然進めなければいけませんし、改善するべきところは改訂をしていくという段取りになっていくというふうに思っています。

Q：じゃあ次回で結構ですので、共有状況というのをご報告ください、お願いします。

A：（園田政務官）今においても、そういうことはされておりますので、それをもってお答えとさせていただきたいと思えます。

Q：ごめんなさい、私は共有している状況をお答えさせていただきたいと言ったんですが、状況をお答えいただけないんですか。

A：（園田政務官）いえ、お答え申し上げてるように事務的にも、それぞれにおいて情報共有はさせていただいてるところでございます。

Q：だって思うって、さっき言われたじゃないですか、思うって。

A：（園田政務官）いや、情報が共有されているものだというふうに。

Q：じゃあ、共有されてる状況を報告してくださいと言ってるんです。そういう形で。

A：（園田政務官）したがって、そういう状況になっているということはお伝えさせていただきます。

Q：じゃあ次回お願いします。

A：（園田政務官）いえいえ、今、申し上げてるように、そういう状況になっていると。

Q：すみません、ちょっとなめてるんですか。国民をなめてます。被害にあってる人たちについて、それ誠意あると答えてるといえますか。

A：（園田政務官）そういう状況を、私どもはしっかりと状況を把握しているところでございますので。

Q：ですから把握した状況をちゃんと教えてくださいと言ってるんです。

A：（園田政務官）したがって IAEA にも報告をさせていただいておりますけども、そういう教訓という形で、私どもは行わせていただいております。

Q：分かりました。そのことを細野さんに言って、こういう回答をしたんですけども、これでいいかということをお聞きしてくださいよ。少なくとも最終的な決定は細野さんにあるんでしょから。そういうふうと言われたと、細野さんの方で共有等踏まえて、その状況等を踏まえて、如何とした回答をするべきかどうかというふうに聞かれたんだけれども、私はその必要はないと答えたんだけれども、細野さんはそれでいいかどうか確認してください、それは。

A：（園田政務官）当然ながら私どもとしては、事故対応に対してしっかりと対応するということが責務であるというふうに考えておりますので、そういった面では世界に対してもそういったことを、私どもは共有をさせていただいたということでございます。

Q：ですから細野さんの方に確認してくださいと言ってるんです。それ出来ないんですか。

A：（園田政務官）当然ながらですね、私どもはそういう対応で今、行わせていただいているということでございます。

Q：細野さんの方には、確認しないということですかと聞いてるんですよ。

A：（園田政務官）一つ一つですね、大臣も確認をするということは、今後も全てにおいて大臣の元で行わせていただきますので、次回というふうにもいつも日隅さんおっしゃいますけれども、私どもとしては、政府全体で動かしている話でございますので、当然ながらそういう対応が今後政府の中においても話し合われていくものだというふうを考えております。そういった意味で大臣の確認というものは、最終的には取れるものだというふうに理解をいたしております。

Q：別に次回とは言いませんけれども、そういう形で確認をとって前向きに検討していただけるというような方向でのご回答とどうしても聞けないので、繰り返しの質問になっているんですよ。また折を見て聞きます。

○司会
では、次の方。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグの小嶋です、よろしくお願いします。今の SPEEDI の件なんですけれども、現状として園田政務官が SPEEDI の公開のフローに関して、どういう形で行われると理解してるかを教えてください。2点目、今、川俣町で山林除染の試験が福島県によって行われてるんですけども、今現状で、国の方で行う山林除染の試験とかされてるのか、状況とか、こういった県との連携に関してどのような形になっているのかを教えてください。もう一つ、ストレステストに関して、これは保安院さんだと思うんですけども、先ほど IAEA の協力を得るかという形で、ちょっといろんなことが、どういう形になっているのかというところがあったと思うんですけど、そういった枠組みに関して、まだ確実に決まってないと思うんですけども、今、ストレステストに関しては、テスト方法に関して既に海外からの意見とかをもらって、今そういう形になっているのか、それはもらわないで、ただストレステストをやった上で、そのデータなどについて海外の IAEA などの機関に評価することをお願いするのかという、どういう形になっているのかを教えてください。もう一点、浪江とか富岡とか那覇で、自衛隊が除染を行うということが、決まりましたけれども、これに関して安全委員会さんにお聞きしたいのが、線量が高い除染に関して、どういった危険があって、こういうのが自衛隊の専門チームなどが行うことが望ましいのか、それとも、民間なので十分に可能

な範囲なのかというところで、何かご見解があれば教えて頂きたいです。ごめんなさい、最後一点確認ですけども、これ園田政務官に。福島県で仮置き場とか、中間貯蔵施設を探していると思うんですけども、これに関して、確認ですけど土とかがれきなど置く場所が中間施設ということで、最終処分所は県外で探すということになっているんですけど、この最終処分所というのは、これらの、土、がれきを移動しておく場所なのか、それとも、原発の廃炉に向かって、高レベル放射性廃棄物などが出ると思うんですけど、こういったところも含めて、置く場所なのかというところを教えてください。以上です。

A：（園田政務官）はい、まず SPEEDI の件でございますが、申し訳ございません、私が今そのフローの状況がですね、先ほど伊藤審議官からもお答えがございましたけれども、そういったところも踏まえて対応はして頂いているものだという理解でございます。それからあと、山林の除染でございますが、すいません、ちょっと私今、手元に資料がないので、一度確認をしておきたいと思います。それから、あと、これちょっと私の質問ではなかったのですが、自衛隊の除染はこれまだ決定をしたものではないですよ、というふうに私は理解をしているところでございますので、今、先ほど申し上げましたけれども、各省にですね、いろいろお願いをしているところだということ、私も承知を致しておりますけれども、最終的にどういう体制で行うかということが、決定したというふうには理解はしておりません。それから、あと仮置き場の件でございますが、ごめんなさい、最終処分ですね、最終処分についての在り方は、まだ中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するというそういう方針が決められているだけでございまして、それ以上のものというのは、ちょっとすいません、それも私が今持っている資料では、確認は出来ませんので、またそれも確認はしておきたいと思います。すいません。

A：（原安委）原子力安全委委員会ですけども、お尋ねのあった自衛隊の参加の件ですけれども、その件について安全委委員会、一切関わっておりませんので、コメントは差し控えます。

A：（保安院）保安院でございますが、ストレステストについての国際的な評価のご質問ですけれども、ストレステストにつきましては、先週から専門家による意見聴取会というものを始めております。また、先週木曜日に海外の専門に参加頂きまして、国際セミナーそれから、金曜日には、国内と海外の専

門家を交えた意見聴取会というもので、これは主に情報共有というものが中心でございますけれども、それは、対応実施しております。IAEA 国際原子力機関でございますが、国際原子力機関とまた具体的にですね、どのようなご協力を頂けるか今、相談中でございますけれども、年内、若しくは一月になるかも分かりませんが、IAEA のレビュー、これは、多分、評価手法についてのレビューということが中心になると思いますけれども、IAEA のレビューを受けるべく、今調整に入っているところでございます。それから、一点、SPEEDI の件で保安院の対応について、少しだけ補足させていただきますと、公開のフローということでございましたが、この IAEA の報告書にもございませうように、当初より公開するというような記載が既にございますので、保安院と致しましては、実施したものについては、その都度公開しているということでございます。ちなみに先週もですね、金曜日でございますけれども、いずれ、放射性物質の放出量に間違いがあって訂正しましたが、それを使って SPEEDI の掲載をしていたものがございましたので、その計算結果が終わったので、先週の金曜日に公表しております。この辺、計算結果については、その都度公表するというので、フローという必ずしも、フローも要しないようなものだというふうに、私は思っております。以上でございます。

A：（園田政務官） ちょっとすいません。補足でございますので、先ほど、私、最終処分に関してですね、もうちょっと詳しくお話を申し上げます。10 月の 29 日に、これ環境省から発表させて頂いた基本的な考え方で申し上げますと、まず、除染に伴い発生する土壌、廃棄物の処理ですね、除染に伴い発生する土壌、廃棄物の処理について、この最終処分ということが方向性として決められたというふうにご理解を下さい。したがって、先ほど、小嶋さんからのご質問で、オンサイトの関係の部分ですね、まだこの方向性というものが決まったということではありませんので、その辺誤解のないようお願いしたいと思います、すいません。

Q：今の件について、なんですけれども。保安院さんの森山さんがおっしゃった、SPEEDI 公開のフロー、これ今、今後事故が起こっても同じように、今と同じように、リアルタイムで速やかに保安院さんの方から、公開されるという形になっているということでよろしいでしょうか。

A：（保安院）失礼致しました。保安院で実施しているものについては、その都度、計算結果が出ればですね、公開をしていくという方針ではございます。

Q：はい、了解です。あ、ごめんなさい、ストレステストの意見に関してなんですけれども、つまり、今の現状においてというか、今、ストレステスト自体は既に行われているんですけれども、テスト方法に関しては、特に今のところ、海外などから意見を聞いてやっているということではなくて、テストを行った後の評価についてということなんですかね。

A：（保安院）保安院でございます。まず、ストレステストの進め方として、審査の視点というものをですね、保安院として、既に公表しております。この審査の視点も先週金曜日の海外の専門家も交えた意見聴取会の場で、ご説明しておりますが、この保安院の審査の視点について、特に何か問題があるとかいう、そういうご意見はございませんでした。ただ、国際原子力機関 IAEA なのですね、評価の手法というものを考えておられるというふうにも聞いておりますけれども、いずれにしても、今後 IAEA からですね、保安院が実施しております、評価の方法というものは、どうかというレビューは受けることになるかと思えます。

Q：了解です、ありがとうございます。

○司会

ここで東京電力より、本日の作業状況についての説明があります。

<東京電力からの本日の作業状況説明について>

○東電

東京電力から作業実績について、ご報告させていただきます。まず、原子炉への注水ですけれども、17時現在、1号機は給水系から5.5m³/hで注水中です。2号機は給水系から2.9、炉心スプレ系から7.1m³/hです。3号機は給水系から2.3、炉心スプレイ系から8.1m³/hです。格納容器内への窒素ガスの封入ですけれども、17時現在、格納容器内圧力は、1号機、117.6kPa、2号機、109kPa、3号機、101.5kPaです。2号機の格納容器ガス管理システム出口の水素ガス濃度は、17時現在、0.8%となっております。続きまして、使用済燃料プールの循環冷却ですけれども、1号機は、19.5度、2号機、21.8度、3号機、21.3度、4号機、28度となっております。それから、タービン建屋の溜まり水の移送でございますが、現在、2号機、3号機から雑固体廃棄物原油処理建屋の方の移送を行っております。なお、3号機復水貯蔵タンクの水に関しましては、現在、3号機タービン建屋地下へ移送中です。建屋の水位です。プロセス建屋の水位は十六時現在、2,980ミリ、午前7時と比べますと、62ミリ上昇、雑固体廃棄物減容処理

建屋は、2,739 ミリ、午前 7 時と比べますと 140 ミリ上昇です。サイトバンカ建屋は、OP で 4,490 ミリ、午前 7 時と比べますと、3 ミリの上昇になります。トレンチの水位です。16 時現在、1 号機ダウンスケール中、2 号機 3,064 ミリ、3 号機 3,254 ミリです。午前 7 時と比べますと 2 号機は 8 ミリ低下、3 号機は 2 ミリ低下です。タービン建屋の水位です。16 時現在、1 号機は 3,751 ミリ、2 号機 3,077 ミリ、3 号機 3,014 ミリ、4 号機 3,038 ミリです。午前 7 時と比べますと、1 号機は 13 ミリ上昇、2 号機 6 ミリ低下、3 号機 3 ミリ低下、4 号機 13 ミリ上昇です。原子炉建屋地下 1 階の水位です。16 時現在 1 号機は 4,326 ミリ、2 号機 3,183 ミリ、3 号機 3,221 ミリ、4 号機 3,055 ミリです。午前 7 時と比べますと 1 号機は 19 ミリ低下、2 号機 5 ミリ低下、3 号機 4 ミリ低下、4 号機も 4 ミリ低下です。作業の状況です。循環型海水浄化装置に関しましては、土曜日に停止致しましたけれども、本日午前 9 時 48 分に運転を再開いたしております。それから 6 号機の主水路の清掃作業でございますけれども、清掃作業に伴う原子炉の冷却の停止は 17 時 42 分で終了いたしまして冷却が再開いたしました。同じく 6 号機の使用済燃料プールも 17 時 20 分に作業の方を終了いたしまして冷却の方が再開いたしております。それから電源停止に伴います水処理設備の運転状況でございますが、第 1 セシウム吸着装置キュリオンは、16 時 56 分に水処理を再開いたしております。第 2 セシウム吸着装置サリーは 17 時 40 分に運転を再開いたしました。RO 膜によります淡水化装置は 16 時 10 分に運転を再開いたしました。なお蒸発濃縮式の運転再開は本日の午前 0 時、24 時を予定いたしております。ベッセルの交換ですが本日ベッセルの交換予定はございませんが、明日はキュリオン側で H ベッセル 2 塔の交換を予定いたしております。東京電力からは以上でございます。

○司会

はい。ただいまの説明を含みまして、ご質問ある方、よろしいでしょうか。それでは本日の会見を以上で終わりにさせていただきたいと思っております。次回でございますが、24 日の木曜日を予定しております。同じく 16 時 30 分から開催させていただきたいと思っておりますので、また改めてご連絡させていただきます。本日はどうもありがとうございました。